

# 利 用 案 内

利用希望者又はご家族様

相談支援事業所

福祉サービス利用の相談窓口。

事業所への連絡

見学・面談日を設定させていただきます。

見学・面談

事業所の説明をさせていただきます。  
事業所内をご案内します。

※必要に応じて希望事業所の体験利用していただく事ことも可能です。

体験実習

利用希望事業所を体験利用（実習）させていただきます。

区分認定調査

居住地市町村の福祉課にて受給者証の発行手続きを  
させていただきます。

支給決定

受給者証が発行され、支給決定されます。

利用開始

利用希望事業所と契約を結びます。  
個別支援計画を立てます。

※就労支援事業は暫定支給決定も含まれます。